

○カンボディア国際平和協力業務実施計画

(平成4年9月8日)
閣議決定

変更 平成4年12月4日
平成5年2月12日
平成5年4月27日

カンボディア国際平和協力業務の実施について

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第6条第1項の規定に基づき、カンボディアにおける国際連合平和維持活動に協力するため、国際平和協力業務を実施することとし、別紙のとおり、カンボディア国際平和協力業務実施計画を定める。

（別紙）

カンボディア国際平和協力業務実施計画

1 基本方針

20年余にわたる戦乱と国内混乱が続いていたカンボディアにおいては、1991年10月に署名されたパリ和平協定に基づく国際連合平和維持活動として、軍事部門、文民警察部門、選挙部門、行政

部門、人権部門、難民帰還部門、復旧部門の7部門からなる国際連合カンボディア暫定機構（以下「UNTAC」という。）が設立され、活動している。

このうち、停戦監視分野、文民警察分野、選挙分野及び道路、橋等の修理等の後方支援分野への要員の派遣について、国際連合から、我が国に対し要請があり、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際平和と安定のための努力に協力し、なし得る最大限の人的な貢献を積極的に果たしていくため、これらの要請すべてに充分の貢献を行うこととする。このため、カンボディア国際平和協力隊を設置することとし、これに停戦監視分野、文民警察分野及び選挙分野における国際平和協力業務を行わせるとともに、自衛隊の部隊等により、道路、橋等の修理等の後方支援分野における国際平和協力業務を実施することとする。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協法力」という。）第3条第1号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意、受入れ国及び紛争当事者の国際連合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、現状においては、UNTACについてそれらが満たされており、また、国際平和協法力第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入れ国及び紛争当事者の同意も得られている。

2 カンボディア国際平和協力業務の実施に関する事項

(1) 国際平和協力業務の種類及び内容

ア 国際平和協力法第3条第3号イ、ロ及びハに掲げる業務に係る国際平和協力業務であって、自衛隊の部隊等以外の者が行うもの

イ 国際平和協力法第3条第3号トに掲げる業務に係る国際平和協力業務

ウ 国際平和協力法第3条第3号チに掲げる業務に係る国際平和協力業務

エ 国際平和協力法第3条第3号ヌに掲げる業務に係る国際平和協力業務

オ 国際平和協力法第3条第3号タに掲げる業務のうち輸送、保管及び建設の業務並びに同号カに掲げる業務に係る国際平和協力業務

カ 国際平和協力法第3条第3号レに掲げる業務としてカンボディア国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（平成5年政令第167号）による改正後のカンボディア国際平和協力隊の設置等に関する政令第2条各号に規定する業務に係る国際平和協力業務

アからカまでに掲げる業務は、国際平和協力法第2条第2項及び附則第2条の規定の趣旨を損なわない範囲内において行う。

(2) 派遣先国

カンボディアとする。

ただし、国際連合事務総長又はUN T A C特別代表その他の国際連合事務総長の権限を行使する者の指図があった場合には、タイ王国、ラオス人民民主共和国及びヴィエトナム社会主義共和国において、(1)アに掲げる業務のうち、附帯する業務としてこれらの国の担当者等との連絡調整に関する業務を行うことができる。

また、フィリピン共和国、タイ王国及びシンガポール共和国において、(1)オに掲げる業務（保管の業務を除く。建設の業務及び国際平和協力法第3条第3号カに掲げる業務については、附帯する業務としての輸送、補給等に限る。）を行うことができる。

(3) 国際平和協力業務を行うべき期間

平成4年9月11日から平成5年10月31日までの間

(4) カンボディア国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

(ア) (1)アに掲げる業務に従事する者

自衛官 8名（ただし、人員の交替を行う場合は16名）

(イ) (1)イに掲げる業務に従事する者

(1)イに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 50名

(ウ) (1)ウに掲げる業務に従事する者

警察官の身分を有する者 75名

(エ) (1)エからカまでに掲げる業務に従事することとなった結

果、国際平和協力法第13条第2項の規定により、国際平和協力法第4条第2項第3号に掲げる事務を行う者

(5)イ(ア)に掲げる部隊に属する自衛隊員

(ホ) 国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）は、(ア)から(ウ)までに掲げる者のうち1名を隊長として指名するものとし、隊長は、本部長の定めるところにより隊務を掌理するものとする。

イ 装備

(ア) 武器

(1)ウに掲げる業務に従事する者について、ニューナンプM60回転式けん銃77丁（予備2丁を含む。）

(イ) その他

カンボディア国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)アからウまでに掲げる業務に必要な個人用装備（(ア)に掲げるものを除く。）

(5) 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務に関する事項

ア 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務の種類及び内容

(1)エからカまでに掲げる業務

イ 国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備

(ア) 規模及び構成

① (1)エからカまでに掲げる業務を行うための陸上自衛隊の部隊（人員600名。ただし、部隊の交替を行う場合は

1,200名）

② ①に掲げる陸上自衛隊の部隊のための輸送、補給等及び(1)オに掲げる業務のうち輸送の業務を輸送艦及び補給艦により行うための海上自衛隊の部隊（人員400名）並びに輸送機（C-130H）により行うための航空自衛隊の部隊（人員120名）

(イ) 装備

① 武器

9mm拳銃78丁（ただし、部隊の交替を行う場合は156丁）及び64式7.62mm小銃522丁（ただし、部隊の交替を行う場合は1,044丁）

② 車両

82式指揮通信車、75式ドーザ、大型ドーザ及び特大型ダンプ等300両

③ 艦船

補給艦1隻及び輸送艦2隻

④ 航空機

輸送機（C-130H）6機

⑤ その他

自衛隊員の健康及び安全の確保並びに(1)エからカまでに掲げる業務に必要な装備（①から④までに掲げるものを除く。）

(6) 関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、本部長から、(1)アからウまでに掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員をカンボディア国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員をカンボディア国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 本部長は、カンボディア国際平和協力隊の隊員の採用に当たり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努めるものとする。関係行政機関の長は、このため必要な協力を行うものとする。

ウ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

オ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

(7) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求め

ることができる。